

2009年5月10日

鳩山 邦夫 総務大臣殿
石原 慎太郎 東京都知事殿
関口 博 国立市長殿

国と東京都が国立市に対して行なった住基ネット接続を求める是正要求に抗議し、 国立市の切断保持を支持する声明

「住基ネットいらない！西東京訴訟」原告団

去る2月13日、総務省は住民基本台帳法ネットワーク（住基ネット）に接続していない国立市に対して、接続を求める是正要求をするよう東京都に指示を出した。この指示を受けて東京都は2月16日、「速やかな接続」を求める是正要求を国立市に行った。私たち「住基ネットいらない！西東京訴訟」原告団は、国、東京都に対して強く抗議するとともに、国立市が現在の切断状態を保持することを支持する。

鳩山総務大臣は記者会見で「国立市は住民基本台帳法違反の状態。是正のために必要な措置を講じる義務を負う」と述べている。確かに地方自治法は、市町村の事務処理が法令に違反していたり、公益を害していたりする場合に、都道府県が是正要求を指示できると定めている。是正要求を受けた市町村は是正のための措置を講じることが義務づけられているというのだが、従わなくても罰則規定はない。一部にはここに「法の不備」を指摘する意見もあるが、そうではない。住民基本台帳法に規定された住民基本台帳にかかわる事務は、元来、自治事務として市町村の所管であるからだ。住基ネットの運用主体は自治体であり、国ではない。もともと国や都が代執行する権限はないのだ。法の不備をいうなら、権限がないことに対して是正を要求する越権行為を許していることの方が不備なのではないか。

私たちは、「取消訴訟」「国賠訴訟」2つの訴訟を通じて、住基ネットを地方自治の問題として争点化しようとしてきた。プライバシーを侵害し自己情報コントロール権を侵すおそれのある住基ネットは、住民の要求するサービスではない。住民に対して実効あるサービスを提供できない住基ネットは、費用対効果の面で自治体財政を圧迫する。そして、住民に実効あるサービスを提供するためには、現行のような全国一元のシステムである必要はまったくないばかりか、かえって有害無益なのである。

住基ネットは、運用実態をみれば、何ら効率化合理化に寄与せず、住民の利便性向上に

も役立っていないことが明らかになっている。しかし私たちの2つの訴訟を含めて、住民が様々な形で提起した住基ネット訴訟に関する司法判断は、このような無意味なシステムに多額の予算と人員を割くことを国が自治体に強いることを容認し、制度改革の求めすら批判する不当な内容になっている。国は、行政追随の司法判断をお墨付きに、権力を笠に着て自治体に住基ネットの接続を強いているが、地方自治法で定める国と地方公共団体の対等性にも反する行為だ。

そもそも地方財政法は「国は、地方財政の自主的且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と定めており、住基ネットはまさに自治体の自律性をそこない、国の負担を転嫁する施策にほかならない。

鳩山総務大臣は地方自治を管轄する大臣として、このような誤った施策を是正しなければいけない立場にもかかわらず、失敗したシステムにしがみつき、住民基本台帳法36条の2に基づき安全確保義務を果たしている自治体に対して無用の是正要求を出すよう指示したことは、大変残念なことである。ましてや総務省が地方自治法の改定によって、国が直接関与できないはずの自治事務に対して、介入・干渉を行おうとしていることは、許されない暴挙である。「地方自治」「地方分権」が単なる国の歳出カットのためのスローガンでなく、真にその名に値するものであろうとするならば、このような法改正は永遠に葬り去らなければならない。

住基ネットシステムは多くの矛盾をはらみ、すでに破綻したシステムである。6年間にわたり数千億円の予算を投じた結果、得られた「利便性」がどれだけのものであったか。住基カードの普及率はわずか2%程度で、国民生活にとって無用の長物であることは明らかになった。社会保障カードなどとの連動によってこの収支を一気に「改善」しようとする動きもあるが、失敗を取り繕う姑息な延命策でしかない。私たちはこのような「焼け太り」を許さず、市区町村が憲法92条の地方自治の本旨と住民基本台帳法36条の2の規定に基づいて、住民の真の利益にそった判断を行うこと、そして国、都道府県などがそうした判断を尊重することを、強く強く求める。